第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	生活支援課

契約業者名・住所	北日本コンピューターサービス株式会社・秋田県秋田市南通築地１５番３２号
工事等の名称	中国残留邦人生活支援事業システム賃貸借(長期継続契約)
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種　別	「情報処理」「システム運用」
工事等期間	令和８年９月１日から令和１３年８月３１日まで
契約金額	月額　９９，２７５円(うち消費税及び地方消費税額　９，０２５円) 契約期間総額　５，９５６，５００円(うち消費税及び地方消費税額　５４１，５００円)
工事等の概要	中国残留邦人生活支援事業システムの賃貸借
随意契約の理由	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」により、平成２０年度から松戸市においても中国残留邦人生活支援事業の運用が開始し、同事業実施にあたり、平成２０年度に北日本コンピューターサービス株式会社のシステム及びハードウェア一式を開発委託・購入し、複雑な支援費の計算、医療支援の管理、介護支援の管理を行ってきた。 しかし、現在利用しているシステムについては既に通常サポートが終了した Windows10 に対応するものであり、今後、国が定めた「規格(標準仕様)」にて帳票の出力・運用を行い、同事業を継続するには、Windows11 に対応したシステム一式を調達する必要がある。 当該調達にあたって、現行のシステムのリプレースと他社のシステムを新たに調達した場合とを比較検討したところ、後者の場合、現行のシステムとデータレイアウトが異なることにより、データ移行費用が相対的に大きく発生することが明らかであった。さらに、システムの操作性も現行のシステムと異なることから、他社のシステムを導入した場合、業務効率の低下についても懸念される。

	以上のことから、現行のシステムのリプレースをすることが、業務効率及び経済性を鑑み、最も合理的であり、他社のシステムの開発導入は見送ることが妥当である。 選定業者であります北日本コンピューターサービス株式会社は、現行の中国残留邦人生活支援事業システムの開発及び導入業者であり、環境・設定作業等を熟知していることから、最も適切な業者であると思料される。 したがって、本業務におけるその性質又は目的が、競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。